

神奈川県立県民ホール及び音楽堂
指定管理者選定外部評価委員会
評価報告書

令和 2 年 5 月

1 委員会委員 (◎は委員長 ○副委員長)

委員名	職業等	委員区分
垣内 恵美子	政策研究大学院大学 教授	学識経験者
○米屋 尚子	(公財) 日本芸能実演家団体協議会 実演芸術振興部長	舞台芸術精通者
◎草加 叔也	(有) 空間創造研究所 代表取締役	文化芸術施設見識者
戸張 実	公認会計士、税理士	経理見識者
中島 秀男	(株) 乃村工藝社第三事業本部PPP事業部 PPP部PPP プロデューサー	経営見識者
樋口 裕子	社会保険労務士	労務管理見識者

2 スケジュール

令和元年10月30日	第1回委員会開催（施設の管理運営状況の総括の確認、選定基準(案)の意見聴取・協議）
令和2年1月22日	非公募により公益財団法人神奈川芸術文化財団を相手方として、申請要項を提示、質問の受付開始
令和2年3月9日	質問受付終了
令和2年3月23日	申請受付終了
令和2年4月15日 ～5月20日	第2回委員会書面開催（申請書類の評価点等を協議）

3 評価の実施方法

(1) 会議の公開・非公開について

神奈川県情報公開条例第25条第1号「非公開情報が含まれる事項について調停、審査、調査等を行うとき」に該当すると判断し、第1回委員会及び第2回委員会の協議・評価については、非公開とした。

(2) 書類審査、プレゼンテーション（ヒアリング）等の方法について

申請書類の受理後、国際文化観光局文化課において資格審査及び申請内容の確認を行い、申請団体が神奈川県暴力団排除条例の規定に抵触しないことを確認するため、神奈川県警察本部へ照会等の資格審査を行うとともに、第2回委員会にて書面による協議・審査を行った。

(3) 委員会の評価点の決定方法について

選定基準に基づき、委員会委員による仮採点を行った後、各委員にメールでの確認の上、委員会としての評価点を決定した。

4 選定基準

(募集要項に記載している選定基準表を記載)

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象 とする申請 書類の該当 箇所
I サービスの向上 (50)	(1) 指定管理業務実施に当たっての考え方、運営方針等	指定管理者としての基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・3館を一体とした指定管理業務全般に係る団体等の総合的な運営方針、考え方 ・業務の一部を委託する場合の業務内容等 <p>(注) 委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す。以下同じ。</p>	5	県民ホール条例第5条第1号、音楽堂条例第5条第1号 県民ホール条例第5条第2号、音楽堂条例第5条第2号	様式2 I-1 様式4
	(2) 施設の維持管理	施設及び設備の維持管理に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・3館一体運営を踏まえた人員配置の工夫や効率的な施設及び設備の保守点検、施設の清掃・保安警備等の維持管理業務についての実施方針 	5	県民ホール条例第5条第6号、音楽堂条例第5条第6号	様式2 I-2
	(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	3館一体運営を踏まえた事業実施、サービス向上等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・3館の特性を最大限に活かした、バランスの取れた文化芸術事業の総合的な企画・制作についての実施方針、内容等 ・3館の広報等の共通業務の一体化による運営の内容等 	30	県民ホール条例第5条第6号、音楽堂条例第5条第6号	様式2 I-3
		県の文化行政と一体となった自主事業の実施に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ文化芸術振興計画に基づくマグカル事業等文化行政の着実な推進のための県行政との一体的な取組方針等 ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした中長期的視点による文化芸術施策を大会終了後もレガシーとして引き続き推進していくための本県の文化拠点施設としての役割を踏まえた自主事業の実施方針、内容等 ・長期継続的視点、高度・専門的知識の蓄積・活用を踏まえた自主事業の実施方針、内容等 ・外部資金獲得に向けた取組内容等 			

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象 とする申請 書類の該当 箇所
(4) 事故防止等安全管理		サービス向上及び利用促進の取組	<ul style="list-style-type: none"> より多くの利用を図るための運営方針、内容等 より多くの利用を図るために行う広報・P R活動の内容等 サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 障がい者への配慮（手話言語条例への対応など） 外国人観光客等への対応 貸館事業の実施方針、内容等 利用料金の設定、減免の考え方 	5	県民ホール条例第5条第6号、音楽堂条例第5条第6号	様式2 I-4
			<ul style="list-style-type: none"> 通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 			
		緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 事故・不祥事・災害等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 急病人等が生じた場合の対応 救急救命士等の配置、救命に対する職員研修 			
(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり		地域との連携、地元企業への業務委託等	<ul style="list-style-type: none"> 地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした中長期的視点による文化芸術施策を大会終了後もレガシーとして引き続き推進していくための地域との連携の取組内容 地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容 	5	県民ホール条例第5条第6号、音楽堂条例第5条第6号	様式2 I-5

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象 とする申請 書類の該当 箇所
Ⅱ 管理経費の節減等(25)	(6) 節減努力等 ^{*1}	【県が指定管理者に指定管理料を支払う施設】 「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額 提案額（積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額） 注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は小数点以下切捨てとする。	×25	25	県民ホール条例第5条第4号、音楽堂条例第5条第4号	様式3 〔様式2 II-6〕 ※記載がある場合
Ⅲ 団体の業務遂行能力(25)	(7) 人的な能力、執行体制	執行体制及び委託業務のチェック体制	・指定期間を通じて、3館一体により効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ・業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況	5	県民ホール条例第5条第3号、音楽堂条例第5条第3号 県民ホール条例第5条第6号、音楽堂条例第5条第6号	様式2 III-7
		人材育成、労働環境確保等	・指定期間を通じて、3館一体により安定して指定管理業務を行うための専門的な人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況			
	(8) 財政的な能力	財務状況	・安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	県民ホール条例第5条第4号、音楽堂条例第5条第4号	様式2 様式3 決算諸表等
	(9) コンプライアンス、社会貢献	コンプライアンスのための体制	・指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）	5	県民ホール条例第5条第2号、音楽堂条例第5条第2号	様式2 III-9
		環境への配慮	・指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況			

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象 とする申請 書類の該当 箇所
		障がい者等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用促進の考え方と実績、法定雇用率の達成状況等 ・障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ・手話言語条例への対応 			
		社会貢献活動等への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人等に対するコミュニケーションにおける支援 ・S D G s（持続可能な開発目標）への取組、社会貢献活動等、C S Rの考え方と実績 			
	(10) 事故・不祥事への対応、個人情報保護	事故、不祥事への対応、個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ・募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ・個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況 	5	県民ホール条例第5条第2号、音楽堂条例第5条第2号	様式2 III-10
	(11) これまでの実績	管理運営等の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの管理運営等の実績の状況 ・県又は他の自治体における指定取消しの有無 	5	県民ホール条例第5条第3号、音楽堂条例第5条第3号	様式2 III-11

5 評価結果

外部評価委員会において厳正な評価を行った結果、提案者の順位は次のとおりであった。

順位	団体名（所在地）	選定基準別点数			合計点
		サービスの向上	経費の節減	団体の業務遂行能力	
1	公益財団法人神奈川芸術文化財団（横浜市）	40	25	21	86

6 提案概要及び評価の内容

提案者	公益財団法人神奈川芸術文化財団
-----	-----------------

(1) 提案の概要

(利用者サービスの向上について)

【指定管理業務実施に当たっての考え方、運営方針等】

○指定管理業務に関する基本方針

<指定管理業務に向き合う財団の立場・視点>

- ・県の文化政策の一翼を担う専門組織として、芸術文化の創造と普及を、県立文化施設の運営と一体的に実施する。
- ・公益法人として、芸術文化に関する事業を公益目的事業として実施する。
- ・県主導第3セクターとして、県に準じた透明性の高い組織運営を行う。

○財団の「理念とミッション」に基づいた各施策の企画立案

<神奈川芸術文化財団の理念>

- ・私たちは、その想像力と創造性を活用し、芸術文化の価値を高めます。
- ・私たちは、芸術文化の力で、地域に生きる人々の心を豊かにし、幸福な社会の実現に貢献します。

<3つの「視点」>

- ・「革新性」、「国際性」、「多様性」

<4つの「ミッション」>

- ・創造に挑む、感動を分かち合う、つねに考える、未来につなぐ

○重点テーマと新提案

- ・「各館のブランディングの強化と3館一体の推進」
- ・「あらゆる人々へ開かれた場」
- ・「地域との連携」の強化～「繋がりの実現」
- ・「今後予測される厳しい財政環境への対応」

○業務の一部を委託する場合の業務内容等

施設・設備管理、保守点検業務、舞台管理業務などは、安全確保や設備機器の安定稼動等のため、適切な範囲で業務委託を行い、専門的・技術的知見が必要な業務については、ノウハウを持つ業者を適切な方法で選定し、業務の効率性を高める。

【施設の維持管理】

○基本的な考え方

- ・3館の運営者として標準化した業務基準・安全基準
- ・3館それぞれの建物・設備を熟知し長期的視点を持って管理

○維持管理業務の一部委託について

- ・委託先の選定は、県内中小企業の受注機会に配慮しながら、原則として指名競争入札を実施し、専門性を必要とする舞台技術関係業務等委託業務については、原則としてプロポーザル方式により数年のインターバルを定めて委託先を選定する。

【利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金について】

○3館一体運営を踏まえた事業実施、サービス向上等の取組

- ・ミッションに照らした3館全体の事業概要

県民ホール：県内の大型文化施設として、伝統とオペラ制作の専門知識を生かす。

オペラ・バレエの公演、実験的な室内楽演奏会

芸術劇場：専門性の高い劇場施設と運営・企画・技術の専門スタッフを生かす。

演劇・ミュージカル・ダンス等の新作の企画・創造

音楽堂：モダニズム建築、歴史性、ホールサイズ、良質な音響特性を生かす。

室内楽（室内オペラ・プロジェクト等展開）

建築空間を活用した現代アートとのコラボレーション等

美術部門：広大な展示空間と、美術分野における人的リソースを生かす。

多様な現代アートの企画展、他分野が交差する企画への参画

- ・3館共通で機能を発揮する「社会連携ポータル」の新部門を立ち上げ

- ・3館の広報等の共通業務の一体化

広報機能、営業機能の統合を段階的に推進し、広報営業部門の機能強化

○県の文化行政と一体となった自主事業の実施に関する業務

- ・「かながわ文化芸術振興計画」重点施策の実行

- ・県の文化行政担当部門等と連携

- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして「あらゆる人々へ開かれた場」をめざし、より多様な方々への鑑賞支援、参加できる企画の実施、共に創造していく道筋を拓く

- ・事業制作における専門人材の活用として、新たに事業部長（音楽事業部長、演劇事業部長）を配置し、3館全体を俯瞰したプログラムを形成していくことで、中長期的な事業計画の実現。

- ・全国ネットワーク等への参画と、自主事業実施への知見の還元

- ・公的、民間助成金など外部資金の確保に向けた取組、インターネットを経由した寄付金の決済システム及びクラウドファンディングの活用

○サービス向上及び利用促進の取組

- ・ミッションに照らした利用促進のための取組

鑑賞・創造環境の整備やその活動を支援、利用者サービスのユニバーサルデザイン化、インクルーシブ対応の強化、施設敷地内の地域と連携したカフェやマルシェの開催、安全管理基準の平準化及びその水準の向上、定期的なバックステージツアーや建築見学ツアーの実施 など

- ・高い利用率の維持

- ・基本インフラとしてのウェブサイトの運営と施設に親しみを持ってもらうPR活動

- ・利用者のニーズ・苦情、意見・要望の把握と反映の取組

- ・障がい者への配慮

バリアフリールートの整備、ホームページでのバリアフリー対応ページ等の情報保障、サービス介助士（民間資格）の配置

- ・外国人観光客等への対応

訪日外国人向けにフリー Wi-Fiの提供、翻訳アプリの活用等による対面サービスの向上、神奈川県観光魅力創造協議会やベトナムフェスタ等の観光イベントや会議との連携

- ・貸館事業の実施方針

3館の特性に合わせた運営

県民ホール：海外の一流オペラ公演やポップス及び演歌等の幅広いジャンルの利用促進に加え、特例利用制度を活用することで、県民ニーズに応える公

演や国際的な催し物等の利用を確保

芸術劇場：演劇・ミュージカル・ダンス公演等の長期貸館を積極的に誘致

音楽堂：県内各地域のアマチュアの音楽団体の発表の場として広く提供

【事故防止等安全管理について】

○通常時の安全管理

- ・安心安全の強化、災害への備え、防犯対策
- ・舞台技術管理業務における安全基準の共有と運用
- ・情報セキュリティ対策

○緊急時の対応

- ・地震、津波、火災、テロ等緊急事態に対応する各館の「災害対応マニュアル」の整備と緊急時に速やかに対応するとともに、日常の防災教育、訓練を行う。
- ・新型コロナウイルス等の感染症の流行が一定期間継続するような緊急事態には、国や県からの情報提供や指示等をもとに、事業体制の継続や機能縮小について速やかに移行できるよう、災害対応力の向上を図る。
- ・大災害等により、来館者・利用者及び周辺施設の帰宅困難者となった方々に対して、芸術劇場で飲料水、毛布等の支援物資を提供する体制の整備を行う。
- ・救命救急に関する取組方針

【地域と連携した魅力ある施設づくりについて】

○地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等との連携

・地域人材の活用

神奈川県全域を中心に幅広い活動を続けている神奈川フィルハーモニー管弦楽団との提携による県民ホールのオペラ、バレエ公演の実施

・地域との協力体制の構築及びボランティア団体等との連携

近隣文化施設との連携（神奈川近代文学館との広報協力、紅葉ヶ丘地区の各施設と周辺施設との連携による「紅葉ヶ丘まいらん」の活動）、大学・地域のN P O・地域マスコミ・地域作業所・近隣商業施設等との連携

地域の文化振興への貢献と横浜市の文化施設や横浜市芸術文化振興財団との連携

・観光プロモーションとの連携

県内の関係機関と観光面での連携を行い、国内外からの観光客の誘致や横浜都心臨海部の回遊性を促進

・地域企業等への業務委託によるサービスの提供

清掃業務、警備業務、施設維持管理業務、システム関連業務、人材派遣業務については、地域企業を優先して採用することで、緊急時の対応や地域事情に詳しい人材を起用することで、きめ細かいサービスの提供が可能

(管理経費の節減等について)

○提案額

(単位：千円)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	5年間総額
県積算額	1,506,511	1,506,511	1,506,511	1,506,511	1,506,511	7,532,555
提案額	1,506,000	1,506,000	1,506,000	1,506,000	1,506,000	7,530,000
差額	511	511	511	511	511	2,555

<提案額の考え方>

平成18年度開始の第1期指定管理業務実施から、様々な経費削減努力により、指定管理料の削減を進めてきた。

一方で、施設の老朽化に伴う保守点検、修繕費等の増加が今後見込まれるとともに、施設の利用率が上限に近く、利用料金収入の大幅な増収が見込めないことから、これ以上の指定管理料の削減は、施設運営及びサービスの水準の低下が懸念される。今後も、経費節減努力や収入増の取組は継続して行い、その結果生まれた収支差額は施設維持運営や事業実施の充実のための原資として還元していく。

(団体の業務遂行能力について)

【人的な能力、執行体制について】

○執行体制の方向性について

- ・各館の施設運営部門の連携の強化を目的とする総合調整会議を設置
- ・音楽事業部長の新設し、県民ホール事業と音楽堂事業を総合化
- ・社会連携ポータル機能を持ち、神奈川県域の文化振興を目的とした部門の設置
- ・広報営業部門の統合
- ・舞台技術職員の各館への配置と連携体制の強化
- ・本部にコンプライアンスを担当する部門を設置
- ・委託業務のチェック体制

職員による委託先選定時のチェック、専門的知識を有する職員による委託業務実施時の管理監督、担当者及び責任者による委託業務の実施状況のモニタリング評価

○人材育成や労働環境確保等の状況

・職員採用の方針

若手職員の職員採用にあたっては、専門分野を履修した大学生など、計画的に幅広く文化芸術活動を展開できる資質を持った人材の確保に努めるほか、民間の劇場、制作会社及び舞台技術会社等で経験を積んだ即戦力となる専門人材の雇用を行う。

○人材育成等の取組

- ・業務を通じた能力開発及びモチベーションの向上
- ・新規採用職員研修及び管理職向けコンプライアンス関連研修の実施
- ・全国公立文化施設協会等が実施する外部研修や講習会への職員参加
- ・文化庁の海外研修制度や海外での研修の活用

○労働環境の確保に係る取組

・勤怠管理における労働時間短縮の取組

時間外労働の多い職員に対しては、「健康診断の追加実施」「産業医等による助言・指導や保健指導の実施」「衛生委員会を通して、長時間労働の解決について検討する」などの手法により対応

・職場のハラスメント対策

就業規程に「あらゆるハラスメントの禁止」を追加

「ハラスメント防止コンサルタント」の資格を有する職員等によるハラスメント相談窓口を整備

ハラスメントが起こらない職場風土づくり

【コンプライアンス、社会貢献について】

○法令遵守についての取組と法令遵守についての研修

- ・施設設備の維持管理に必要な法規、労働関係の法規などは、管轄する行政機関等からの通知、情報提供などを受け、遵守できるよう規程の改正等で対応する。
- ・委託する顧問社労士、顧問弁護士、産業医のほか、会計事務所らの専門家からの指導・助言により、法令遵守に努める。
- ・法令の変更には、管理職の連絡会議にて説明、周知すると共に、職員全体への研修などを行い、的確な業務遂行に取り組む

○過去3年間の労働基準監督署からの指摘事項とその対応

- ・令和元年12月10日の夜間に県民ホール大ホールで発生した落下事故に関連して、横浜南労働基準監督署より、労働安全衛生法に基づき、キャットウォークの中棧等を設けていない違反事項について、是正勧告書を受け取った。

これに基づき、是正報告書を提出し、現在、県が工事の実施時期等について同労基署と調整中。

○環境への配慮について

- ・専門的知識を有した職員の配置による、エネルギーの効率化に取組む。
- ・省エネルギー化、照明LED化を軸に、施設のエネルギー使用量の「見える化」を通じて、職員の環境負荷に対する意識の向上を図る。
- ・プラスチックカップから紙コップへ変更するなど、環境に配慮した物品の購入
- ・県民ホール6階天井裏部分に確認されたアスベスト建材の一部破損については、県が作成した「神奈川県立県民ホール本館アスベスト対応マニュアル」に則り、点検及び異常時等における速やかな対応を実施
- ・建物・設備のライフサイクルコスト低減のための定期的な全館設備安全巡回を実施

○障がい者等への配慮について

- ・障害者雇用状況（募集の直前の6月1日現在）

法定雇用障害者数の算定 の基礎となる労働者数 (A)	うち常用雇用障害者数 (B)	実雇用率 (B)/(A)×100	不足数 (A)×法定雇用率-(B)
58.5名	1名	1.7	0

- ・障がい者雇用促進の考え方と実績

障がい者の雇用そのものに資すること、障がい者が製作した商品等を紹介することを通して理解の促進を図る

3館すべてで、障がい者雇用企業が製造するトイレットペーパーを購入

各部署において、印刷製本、封入等の発注等、可能な限り障がい者雇用企業へ発注

○SDGsへの取組、社会貢献活動、CSRの考え方と実績

- ・SDGsへの取組

県の定めるSDGsの目標3（保健）と目標4（教育）に加えて、全部で8つの目標に取り組む。

- ・社会貢献活動

すべての活動を社会に還元することを基本とし、「社会連携ポータル」部門を立ち上げ、この部門を機能させることを通して、障がい者、在住外国人、高齢者などのあらゆる人々が芸術文化の豊かさを享受できるためのインクルーシブ対応、教育へのアプローチ及び専門人材の育成を行い、社会へ貢献する。

- ・CSRの考え方

財団の活動を、人材の育成、芸術文化の振興、文化インフラの維持、地域連携、あらゆる人々へ、コンプライアンスガバナンス、文化行政の推進への貢献、県民への

説明責任8つの活動領域に分類し、すべての活動が社会貢献に繋がるよう取り組む

【事故・不祥事への対応、個人情報保護について】

○事故・不祥事の対応について

過去3年間に県と連名で記者発表を行った事案

- ・棟方志功版画紛失事案
- ・第53回神奈川県美術展における出品料の徴収不足
- ・メールアドレス等の流出

○想定される事故・不祥事への対応に向けた取り組みの状況

県及び県民の方々から信頼される組織を目指し、6つを基本の取組方針

- ・全ての役職員が、法令や財団の規定を遵守し、文化事業や施設の維持管理運営事業等を、より高い水準で実施
- ・管理職による、風通しの良い職場作りへの取組
- ・財団の情報セキュリティ強化
- ・専門性を持った職員が3館全体を通じた情報共有と事故防止の体制作り
- ・大地震発生時の初動対応や、新型コロナウィルス感染症などに対する危機対応の体制作り
- ・会計事務所から会計、経理、税務等幅広く、指導助言を受け、会計事務の水準維持と現金を取り扱う業務については、手順の見直し、ダブルチェックの徹底

○個人情報保護について

- ・「個人情報の保護に関する法律」等及び財団の「個人情報保護方針」を遵守
- ・外部機関の活用による教育及び職員に対する教育・研修体制
- ・個人情報をサーバ内のアクセス権限が設定されたエリアで管理

【これまでの実績について】

○第3期の事業実績

文化庁の「劇場・音楽堂等活性化事業」の支援による事業実施（3館）

全国16の総合支援館として採択（県民ホール、芸術劇場）

3館合同事業の実績：オープンシアター及び芸術監督プロジェクトの開催

県民ホール：共同制作オペラの開催、県内外施設との連携事業、ギャラリーの企画展の開催、人材育成事業への取組、財団キュレーターの美術分野での活動

芸術劇場：他の劇場との共同制作・連携事業の実施、国際性への視点及び古典事業への取組（国際舞台芸術ミーティングin横浜(TPAM)の開催）

人材育成やインクルーシブ対応の取組、劇団四季の長期公演を誘致

音楽堂：子ども・青少年に音楽体験を提供する企画、音楽堂バロック・オペラ、音楽堂ヴィルトゥオーゾ・シリーズ、前川建築見学ツアーin音楽堂の実施、県域での事業展開の実施（二市八町プロジェクト）

○第3期の施設維持管理面での実績

県民ホール：工事休館中にバリアフリー化の推進、ユーザーアクセシビリティ向上のための改修を実施

芸術劇場：特定天井にかかる耐震診断を実施

音楽堂：工事休館中に難聴者補聴システムの導入、主催公演において音楽堂への無料シャトルバスの運行を開始

(2) 外部評価委員会の採点結果

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による 仮採点結果						委員会と しての 評価点
				A	B	C	D	E	F	
I サービスの向上 (50)	指定管理者としての基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・3館を一体とした指定管理業務全般に係る団体等の総合的な運営方針、考え方 ・業務の一部を委託する場合の業務内容等 <p>(注) 委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す。以下同じ。</p>	5	4	5	5	5	4	5	5
	施設及び設備の維持管理に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・3館一体運営を踏まえた人員配置の工夫や効率的な施設及び設備の保守点検、施設の清掃・保安警備等の維持管理業務についての実施方針 	5	4	4	4	4	3	5	4
	3館一体運営を踏まえた事業実施、サービス向上等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・3館の特性を最大限に活かした、バランスの取れた文化芸術事業の総合的な企画・制作についての実施方針、内容等 ・3館の広報等の共通業務の一体化による運営の内容等 								
	県の文化行政と一体となった自主事業の実施に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ文化芸術振興計画に基づくマグカル事業等文化行政の着実な推進のための県行政との一体的な取組方針等 ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした中長期的視点による文化芸術施策を大会終了後もレガシーとして引き続き推進していくための本県の文化拠点施設としての役割を踏まえた自主事業の実施方針、内容等 ・長期継続的視点、高度・専門的知識の蓄積・活用を踏まえた自主事業の実施方針、内容等 ・外部資金獲得に向けた取組内容等 	30	18	24	24	24	24	24	24
	サービス向上及び利用促進の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの利用を図るための運営方針、内容等 ・より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 								

		<ul style="list-style-type: none"> ・サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ・障がい者への配慮（手話言語条例への対応など） ・外国人観光客等への対応 ・貸館事業の実施方針、内容等 ・利用料金の設定、減免の考え方 						
	通常時の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 						
	緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事故・不祥事・災害等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ・急病人等が生じた場合の対応救急救命士等の配置、救命に対する職員研修 	5	3	4	3	5	3
	地域との連携、地元企業への業務委託等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした中長期的視点による文化芸術施策を大会終了後もレガシーとして引き続き推進していくための地域との連携の取組内容 ・地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容 	5	3	4	4	4	4
管理経費の節減(25)	【県が指定管理者に指定管理料を支払う施設】 「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額 ----- 提案額（積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額） 注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は小数点以下切捨てとする。	×25	25	25	25	25	25	25
団体の業務遂行能力(25)	執行体制及び委託業務のチェック体制	<ul style="list-style-type: none"> ・指定期間を通じて、3館一体により効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ・業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 	5	3	4	4	4	5

	人材育成、労働環境確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定期間を通じて、3館一体により安定して指定管理業務を行うための専門的な人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況 							
	財務状況	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い 	5						5
	コンプライアンスのための体制	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む） 	5	4	4	3	4	3	5
	環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 							4
	障がい者等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用促進の考え方と実績、法定雇用率の達成状況等 ・障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組みについての考え方 ・手話言語条例への対応 	5	4	4	3	4	3	5
	社会貢献活動等への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人等に対するコミュニケーションにおける支援 ・S D G s（持続可能な開発目標）への取組、社会貢献活動等、C S Rの考え方と実績 							

	事故、不祥事への対応、個人情報保護	・募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況	5	3	4	3	4	3	4	3	
		・個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況									
	管理運営等の実績	・これまでの管理運営等の実績の状況 ・県又は他の自治体における指定取消しの有無	5	5	5	4	5	5	5	5	
	合 計		100								86

※1 積算に重大な誤りがある場合又は積算の内容が法令の規定に抵触している場合は、選外となります。

積算に重大な誤りはないが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合は、「節減努力等」の評価を0点とすることがあります。

(3) 評価講評

総合的に判断して、指定管理者候補として適切とした。

評価できる点としては、次のようなものがあった。

- これまでの3館の管理運営の実績から、県の文化芸術振興に資する引き続き安定した活動と成果が期待できる。
- 3館を統括した音楽事業部長及び演劇事業部長を新たに設置することで、3館の効率的かつ効果的な管理運営及び各館の個性を活かした文化事業の企画立案が期待できる。
- 3館の特性を理解し、安全に施設運営を行っていることは評価できる。
- 労務管理に関する各種規定が問題なく整備されていることは評価できる。

懸念される内容としては、次のようなものがあった。

- 3館の事業計画のすべてを記載することは困難ではあるが、具体的にどのような内容、方法等で実施するかが提案されていない箇所が散見された。
- 3館一体を掲げているものの、3館がそれぞれ異なる課題を抱えているため、シナジー効果が見えにくい。
- 第4期に向けた実施計画としては、現状から想定される範囲を超えておらず、さらなる先進性が弱い。
- 財務状況など、今後は、新型コロナウイルス感染症による利用料金収入の減少等の影響が予想されるため、提案された事業計画がどこまで実施することができるのか、疑問が残る。

7 議事概要（主要論点）

(1) 申請団体の評点

外部評価委員会としての評点は、各委員による仮採点結果に基づき、それぞれ6の(2)外部評価委員会の採点結果記載のとおり決定することで異議なし。

(2) 講評等

<サービスの向上>

(委員長)

○ 広報営業、舞台技術等を3館一体化することは、効率的ではあるが、各館が同じ認識を共有できるのか、懸念される。

○ 3館の役割と課題が現状から想定される範囲を超えておらず、先進性が弱い。

(委員)

○ 3施設それぞれの特徴をよく理解しており、その上で提案ができている。

○ 県の方針により沿った提案だが、実際の事業実施に関する3館のシナジー効果がやや見えにくい。

○ 施設の現状を理解し、可能な限りハード面の補修を行いながら、安全に施設運営を行っていることは評価できる。

○ 音楽事業部長及び演劇事業部長を配置することで、3施設の特性を活かした活動が見込まれる。

○ 社会ポータル部門の新設は活動に期待できるが、一定の権限を付与する必要がある。

<団体の業務遂行能力>

(委員長)

○ 3館ともに高い利用率を誇り、共同制作オペラの開催、演劇・ミュージカル・ダンス等の新作の企画、県域での事業展開の実施といったこれまでの成果は、全国の公立劇場と比較しても素晴らしい。

(委員)

○ 法改正を踏まえ、適切な労務管理が行われており、関連する各種規定についても整備されている。

○ 今後は新型コロナウイルス感染症による影響も考えられるが、現在の公益財団法人神奈川芸術文化財団の財務状況は十分に健全であると言える。

(10) 事故・不祥事への対応・個人情報保護について

(委員長)

○ 予防・対応・処理と事故・不祥事を招かないための対策を系統的に立案していく必要がある。個人情報の取扱も同様である。

(委員)

○ 過去に事故・不祥事があればこそ、法令順守の徹底が意識されるものと期待したい。

○ 安全衛生標語を職員に公募し、年次モットーにするなどして、安全安心を担保し、共有してほしい。